

議案第90号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年3月30日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第15条の4第1号中「100分の7.14」を「100分の7.13」に改め、同条第2号中「3万9,900円」を「3万8,800円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.29」を「100分の2.41」に改め、同条第2号中「1万2,900円」を「1万3,200円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.86」を「100分の2.22」に、「100分の54」を「100分の56」に改め、同条第2号中「1万5,600円」を「1万7,000円」に、「100分の46」を「100分の44」に改める。

第19条の2第1号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額

の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「2万7,930円」を「2万7,160円」に改め、同号イ中「9,030円」を「9,240円」に改め、同号ウ中「1万920円」を「1万1,900円」に改め、同条第2号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「1万9,950円」を「1万9,400円」に改め、同号イ中「6,450円」を「6,600円」に改め、同号ウ中「7,800円」を「8,500円」に改め、同条第3号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「7,980円」を「7,760円」に改め、同号イ中「2,580円」を「2,640円」に改め、同号ウ中「3,120円」を「3,400円」に改める。

付則第3条中「地方税法」と」の次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

付則第9条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第9条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条、第15条の4、第15条の12、第16条の4、第19条の2及び付則第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得世帯の保険料の均等割額の減額に係る所得算定基準等を改めるとともに、所要の規定整備をする必要がある。